

■別表1 府下の下水道使用料

順番	市町村	20 m <sup>3</sup> /月の 使用料(円)
1	堺市	2,745
2	千早赤阪村	2,331
3	<b>交野市</b>	<b>2,310</b>
4	枚方市	2,261
	⋮	
12	四条畷市	2,106
	⋮	
18	守口市	1,962
	⋮	
20	寝屋川市	1,931
	⋮	
25	門真市	1,701
	⋮	
35	大東市	1,570
	⋮	

(府下43市町村)

■別表3

一般会計から下水道会計  
への繰入金

単位百万円

年度	金額
H10	785
H11	782
H12	803
H13	780
H14	740
H15	720
H16	600
H17	500
H18	411

■別表2 下水道使用料の変遷

適用期間	S43年9月9日～ S46年3月31日	S46年4月1日～ S51年3月31日	S51年4月1日～ S55年9月30日	S55年10月1日～ S59年9月30日	S59年10月1日～ S63年9月30日
20m <sup>3</sup> /月 での使用料	280円/月	280円/月	440円/月	800円/月	1,090円/月
改定率			57.14%	81.82%	36.25%
使用料 対象経費	維持管理費の50%	維持管理費の50%	維持管理費の50%	維持管理費の50% 利子償還額の50%	維持管理費の50% 利子償還額の50%
改定内容		1.用途区分の見直し	1.従量料金制度の 採用 2.用途区分の見直し	1.対象経費の見直し	1.対象経費の見直し

適用期間	S63年10月1日～ H9年7月31日	H9年8月1日～ H13年6月30日	H13年7月1日～ H15年3月31日	H15年4月1日～ H17年3月31日	H17年4月1日～
20m <sup>3</sup> /月 での使用料	1,380円/月	1,620円/月	2,010円/月	2,110円/月	2,310円/月
改定率	26.61%	17.39%	24.07%	5.00%	9.48%
使用料 対象経費	維持管理費の50% 利子償還額の50%	維持管理費の100% 元利償還額の20%	維持管理費の100% 元利償還額の30%	維持管理費の100% 元利償還額の30%	維持管理費と元利償 還額の合計額の80%
改定内容	1.対象経費の見直し	1.対象経費の見直し 2.従量料金ランクの 見直し	1.対象経費の見直し 2.用途区分の見直し	1.消費税の転嫁	1.対象経費の見直し